

令和3年度「四街道市空き店舗等活用事業補助金」募集要項

四街道市では、中心市街地等の活性化を図るため、空き店舗等に出店する事業者に対して、店舗等の改装費、賃借料および広告宣伝費の一部を補助します。本補助事業を利用したい方は、四街道市空き店舗等活用事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)及び以下に記載の事項を熟読のうえご応募ください。

1. 補助対象区域

- (1) 平成12年3月に策定した市の中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地活性化区域(この区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域が「重点地域」として設定されています。) ※ 詳細は別添「中心市街地活性化区域図」でご確認ください。
- (2) 中心市街地活性化区域以外で、小売業等を営む者のおおむね10人以上が近接して事業を営む、または営まれていた区域

2. 補助対象とする空き店舗等

- (1) 空き店舗 ※ 大規模小売店舗内のものを除きます。

補助対象区域内において事業の用に供されていたもので、現に賃借人がいない一の建物の1階および2階を店舗として利用するもの

【補助対象とする利用例】

2階	—	○	○
1階	○	—	○

- (2) 空き家 ※ 入口が公道に接していないものを除きます。

重点地域内において住居の用に供されていたもので、現に無人の状態にある一の建物(戸建住宅限定)の1階および2階部分を店舗として利用するもの

【補助対象とする利用例】

2階	—	○
1階	○	○

※ 店舗とは不特定多数の顧客への商品の販売やサービスの提供を直接行うための事業所です。

3. 補助対象者

- (1) 個人または法人その他の団体 ※市内、市外を問いません。
- (2) 事業に必要な許認可を取得している者
- (3) 納付すべき税金(市町村民税及び固定資産税)を滞納していない者
- (4) 空き店舗等の賃貸人と生計をともにしていない人、または2親等以内の人でないこと
- (5) 四街道市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等ではない者

4. 補助対象とする事業

下表に掲げる総務省が設定している「日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)」の業種に該当する事業を補助対象とします。なお、ここに掲げる以外の業種においても事業内容によっては補助対象とすることもあります。

大分類	中分類	対象とする分類項目
G 情報通信業	39 情報サービス業	すべて
	40 インターネット付随サービス業	すべて
	41 映像・音声・文字情報制作業	すべて
I 卸売業・小売業	56 各種商品小売業	すべて
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	すべて
	58 飲食料品小売業	すべて
	59 機械器具小売業	すべて
	60 その他の小売業	すべて
L 学術研究、専門・技術サービス業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）	726 デザイン業 727 著述・芸術家業
	73 広告業	すべて
	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	7421 建築設計業 746 写真業
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	すべて
	76 飲食店	すべて
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	すべて
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	781 洗濯業
		782 理容業
		783 美容業
O 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業	823 学習塾
		824 教養・技能教授業

5. 補助対象としない事業

- (1) フランチャイズチェーン方式による営業に係る事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める事業
- (3) 国、県および当市における他の補助金の交付を受けた事業
- (4) その他市長が適当でないと認める事業

6. 遵守事項

- (1) 原則として週 3 日以上、かつ、週 24 時間以上営業すること
- (2) 原則として 3 年以上継続して営業すること
- (3) 四街道市商工会に入会すること
- (4) 出店する区域に商店会がある場合、その商店会に入会すること
- (5) 重点地域の店舗から他の店舗へ移転する場合、移転前の店舗空き店舗にしないこと

7. 補助金種別

補助金種別	①改装費			②賃借料	③広告宣伝費
	中心市街地	中心市街地以外	重点地域		
補助率	1 / 3 ※市内業者発注は1 / 2			1年目：1 / 2 2年目：1 / 3 3年目：1 / 4	1 / 2
補助上限額	70万円	70万円	100万円	1年目：5万円 2年目：3万円 3年目：1万円	20万円
補助対象期間	交付決定日から 令和4年3月31日まで ※1回限り			交付決定日後の 賃借料発生月から 3年間	交付決定日から 令和4年3月31 日まで ※1回限り

※ 賃借料は、原則として1年のみの交付としますが、複数年にわたる賃借料の補助を希望する方には、事業開始後の経営状況等を考慮し、支援することが必要と判断された場合のみ継続して補助金を交付します。

※ 補助金交付申請は年度ごとにする必要があります。

8. 補助対象経費

対象経費	内 容
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 交付決定日以降の契約又は発注により発生した経費 証拠書類等により金額及び支払が確認できる経費
①改装費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き店舗等の外装工事及び内装工事に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ① 空き店舗等が店舗併用住宅の場合、店舗専用部分に係る部分のみを対象とします。 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 機械装置の調達費 建物付属機器(電気機器(照明機器)、給排水機器、ガス機器、冷暖房機器等)の調達費 工具、器具及び備品(テーブル、イス、陳列棚等)の調達費
②賃借料	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き店舗等の賃借料 <ul style="list-style-type: none"> ① 空き店舗等が店舗併用住宅の場合、店舗専用部分に係る部分のみを対象とします。 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き店舗等の管理費及び共益費 駐車場の賃借料 空き店舗等の賃借に伴う仲介手数料 空き店舗等の賃貸借契約に係る敷金、礼金及び保証金 火災保険料及び地震保険料
③広告宣伝費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 販路開拓のための広告宣伝費

	<p>① チラシ、パンフレット及びポスター等の広報媒体に係る印刷費及び掲載費 ※ デザイン費を含みます。</p> <p>② ホームページの開設費及び改修費 ※ デザイン費を含みます。</p> <p>③ 展示会・商談会・イベントへの出店料</p> <p>④ 市内でのイベント開催等に係る印刷費及び掲載費</p> <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商品・サービスの広告宣伝の掲載がない又は目的としない販促品・試供品・名刺・会社案内・求人広告 ・ 通信運搬費(電話代、切手代及びインターネット利用料金等) ・ 販促品の製造委託・開発委託に係る費用
--	--

9. 申請方法

(1) 申請期間 令和3年4月15日(木)～令和3年11月30日(火)

※ 申請期間内であっても、計上した予算額に達すれば募集を終了します。

(2) 採択件数 2件(審査の結果、2件に満たない場合もあります。)

(3) 申請書類

- ① 四街道市空き店舗等活用事業経営計画認定申請書
- ② 関係書類(事業者調書、空き店舗等活用事業経営計画書など)

(4) 留意事項

本事業に申請される方は、四街道市空き店舗等活用事業経営計画認定申請書を提出する前に必ず産業振興課までお越しいただき、担当者に対して事業の趣旨説明などをお願いいたします。また、来庁される際は電話やメールにて、担当者と日程の調整をされるようお願いいたします。

なお、経営計画の認定申請は、審査などで事業の適否について判断するために提出いただくものです。申請いただいた経営計画が認定された場合のみ補助金交付申請をすることができます(経営計画認定申請 ≠ 補助金交付申請)。

(5) 申請書類提出先

四街道市環境経済部産業振興課商工観光係へ直接提出してください(郵送不可)

提出期限：令和3年11月30日(火)17時15分まで(期限厳守)

受付時間：平日8時30分から17時15分(12時から13時を除く)

10. 経営計画の審査

申請後、中小企業経営診断顧問や市商工会経営指導員などの専門家による審査を経て、市が速やかに四街道市空き店舗等活用事業経営計画認定通知書により、審査結果についてお知らせします。なお、収益性(妥当性、確実性および発展性)と公益性(地域産業への波及効果および地域への積極的な貢献)の観点から審査するとともに、以下に掲げる事項を評価のポイントとしています。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内業者に発注することで地域経済の発展に寄与したい ・ 物品等の調達にあたり市内業者と取引したい ・ 市内の多様な主体(NPOや自治会等)と連携を図りたい ・ 若者、女性、高齢者および障がい者等の多様な働き手の雇用を創出したい ・ 妊産婦、児童・乳幼児、高齢者および障がい者等に配慮した空間、設備等によるバリアフリー対応を行いたい ・ ビジネスプランが斬新で市内で行われていない事業をはじめたい
--

11. 経営計画認定・補助金交付までのスケジュール

申請者	四街道市
① ★事前相談(事業趣旨の説明)	
② ★経営計画書作成	
③ ★経営計画認定申請	④ 経営計画審査 ⑤ 経営計画認定(不認定)通知
⑥ 補助金交付申請書提出	⑦ 補助金交付決定
⑧ ★空き店舗等改裝着手	
⑨ ★店舗営業開始	
⑩ 実績報告書提出	⑪ 補助金交付確定
⑫ 補助金交付請求	⑬ 補助金交付(指定口座振込)
⑭ 経営状況報告書提出	
<p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者において★付きの項目は初年度のみ必須事項です。 ③経営計画審査は<u>偶数月(4月を除く)</u>で審査します。 ※ 審査期間は概ね1か月程度を要します。 <p>4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月 募集期間：令和3年4月15日から令和3年11月30日まで</p>	

12. 注意事項

- 令和4年3月31日までに店舗の改裝を終了し開業できることが条件です。
- 補助金の交付決定前に改裝工事に着手した場合は、補助金を交付しません。
- 補助金の交付決定前に発生する賃借料及び広告宣伝費については、補助金を交付しません。
- 提出いただいた申請書類等は返却しません。
- 提出いただいた申請書類等以外で必要に応じ、追加資料を依頼する場合があります。
- 審査結果に関する個別の問い合わせには対応できません。
- 記載事項に虚偽があった場合など、事業開始後であっても交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を求める場合があります。

13. 問い合わせ

四街道市環境経済部産業振興課商工観光係
 住 所 〒284-0003 四街道市鹿渡無番地
 T E L 043-421-6134(直通)
 F A X 043-424-2013
 メール ysangyo@city.yotsukaido.chiba.jp